

香芝市告示第74号

地方自治法第243条（昭和22年法律第67号）の2第2項の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので告示する。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史

名 称	公益社団法人香芝市シルバー人材センター
住所又は事務所の所在地	奈良県香芝市磯壁三丁目66番地3
公金事務を行う公金の種類	自転車駐車場使用料
指定の期間等	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで